

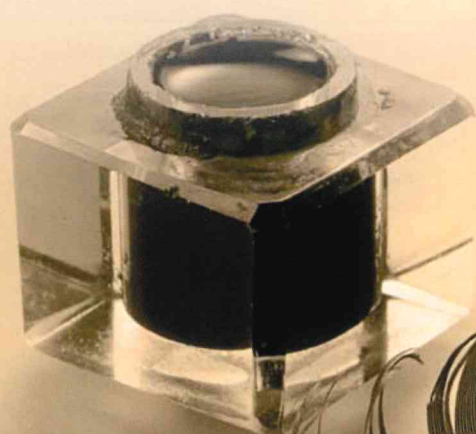


既存住宅瑕疵担保責任保険契約のご案内

既存住宅かし保険

売買タイプ

リフォームタイプ



住宅瑕疵担保責任保険法人

株式会社 ハウスジーマン

用語の定義

既存住宅	既に人の居住の用に供した住宅をいいます。ただし、売買タイプの既存住宅かし保険では人の居住の用に供したことの無い住宅で工事完了日から1年を経過した住宅を含みます。
小規模共同住宅	階数3以下かつ延べ床面積500㎡未満の共同住宅をいいます。
一般共同住宅	小規模共同住宅以外の共同住宅をいいます。
RC造等	鉄筋コンクリート造、鉄骨・鉄筋コンクリート造または鉄骨造をいいます。
増築工事	基礎を新設する増築工事をいい、既存住宅を水平方向に拡張する工のほか、離れを新設する工を含みます。増築保険または増築保険プラスの引受対象となる増築工事は、対象部分に人の居住の用に供する部分を含みかつ階数3以下のものに限りま。
基本構造部分	住宅の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分をいいます。

<p>木造 在来軸組工法の戸建住宅の例</p> <p>屋根(屋根版) 小屋組 斜材 柱 横架材 床(床板) 土台 基礎</p> <p>屋根 開口部 外壁</p> <p>構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>2階建ての場合の骨組み(小屋組、軸組、床組)等の構成</p>	<p>RC造等 壁式工法の共同住宅の例</p> <p>排水管 壁 外壁 基礎 基礎ぐい</p> <p>屋根 屋根版 開口部 外壁 床版</p> <p>構造耐力上主要な部分 雨水の浸入を防止する部分</p> <p>2階建ての場合の骨組み(壁、床版)等の構成</p>
--	--

基本構造部分の新設または撤去を伴う工事	次のいずれかに該当するリフォーム工事をいいます。 ① 構造耐力上主要な部分の新設または撤去を伴う工事 ② 防水層の新設または撤去を伴う屋根または外壁工事
新耐震基準	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準をいいます。
耐震診断基準	地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)をいいます。
新耐震基準等	新耐震基準または耐震診断基準をいいます。

保険契約の仕組み [売買タイプの場合]

- かし保険とは、契約により売主(請負人)が、住宅取得者(注文者)様に対して負う基本構造部分(リフォーム工事の対象部分)に対する瑕疵担保責任を対象とし、売主(請負人)を被保険者とする保険契約です。
- 保険期間中に、引き渡した住宅が基本構造部分(リフォーム工事の対象部分)の瑕疵により基本的な耐力性能または防水性能を満たさない場合(以下「事故」といいます)に、被保険者様が住宅取得者(注文者)様に対して瑕疵担保責任を履行することによって被る損害について保険金をお支払いします。
- 被保険者様は、事故が発生した場合は当社へ事故発生の連絡を行い、当社による補修範囲等の査定後に補修等を行います。
- 住宅取得者(注文者)様は、事故が発生した場合において被保険者様が倒産等により相当の期間を経過してもなお瑕疵担保責任を履行できないときは、当社へ直接事故発生の連絡を行い保険金の支払いを請求できます。(直接請求)

事業者登録

既存住宅かし保険を利用するためには、事前に利用する保険契約に応じた事業者登録が必要です。

事業者登録料	区分	登録料(税抜き)
		初年度
更新時	全登録事業者様	8,000円

※ 登録更新は1年ごとです。

	事業者登録申請	登録受けおよび審査	事業者登録手続き	登録完了
事業者登録手続きの流れ	事業者様 ○事業者登録申請 ○必要書類の添付 ○重要事項説明書の確認	ハウスジューメン ○登録基準の審査 ○書類の審査 ○事業者登録料の支払確認	ハウスジューメン ○登録事業者証の発行 ○WEB用の事業者IDおよびパスワードの発行 ○HP(ハウスジューメンおよび保険協会)への※掲載 ※ HPには保険契約実績も合わせて掲載します。	事業者様 ○保険申込開始 ○WEBサイトの利用

安心で安全な既存住宅の 売買・リフォーム工事を 実現します

売買タイプ	既存住宅の売買に	
自社が販売する 住宅の瑕疵を保証したい	宅建業者販売	P3
売買予定住宅への 保険適合性を確認したい	事前インスペクション (保険申込事前審査)	P4
個人が売り渡す 住宅の瑕疵を保証したい	個人間売買	P5
引渡後に買主が行う リフォーム工事の瑕疵を保証したい	引渡後リフォーム型 個人間売買	P6

リフォームタイプ	既存住宅のリフォームに	
リフォーム工事の 瑕疵を保証したい	一般リフォーム保険・ リフォームライト	P7
検査に基づくリフォーム工事を行い 住宅全体を保証したい	リフォームワイド	P8
増築部分の瑕疵を 新築同様に保証したい	増築保険	P8
一般共同住宅の共用部分に行う 大規模修繕工事の瑕疵を保証したい	大規模修繕かし保険	P9

売買タイプ 宅建業者販売

既存住宅販売瑕疵担保責任保険(宅建業者)

既存共同住宅戸単位販売瑕疵担保責任保険(宅建業者)

利用する人

買取再販や賃貸物件の販売など自社が所有する既存住宅の販売を行う宅建業者様

対象住宅

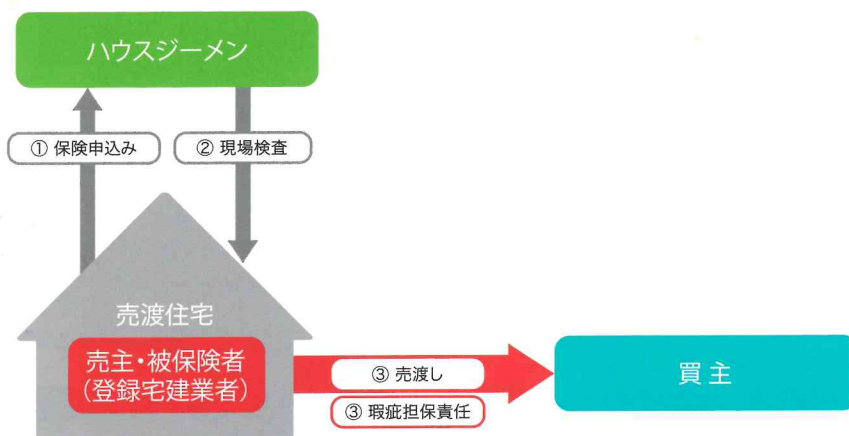
新耐震基準等を満たした住宅 ※1 ※2

※1. 一棟売買タイプでは、リフォーム工事により新耐震基準等を満たす場合を含みます。

※2. 戸単位売買タイプでは、新耐震基準を満たし、かつ建築確認および完了検査が1981年6月1日以降に行われたことが確認できる住宅に限ります。

保険の概要

宅建業者様が所有する住宅を売り渡す際に買主に対して負う瑕疵担保責任を対象とする保険契約です。保険期間は2年間または5年間から選択いただけます。引渡前に宅建業者様が行うリフォーム工事の瑕疵を保険契約の対象とすることもできます。



(注) 宅建業者販売保険をご利用いただくには、当社の宅建業者登録が必要です。

宅建業者販売のタイプ(売買の対象)

一棟売買タイプ	戸建住宅および小規模共同住宅ならびに一般共同住宅の1棟売買を対象とする保険契約です。
戸単位売買タイプ	RC造等の一般共同住宅の戸単位売買を対象とする宅建業者販売保険です。現場検査および保険対象の取扱いが一棟売買タイプと異なります。

保険金額等

		戸建住宅	共同住宅
保険金額	保険期間5年	1,000万円	1,000万円(1住戸)
	保険期間2年	1,000万円または500万円	1,000万円または500万円(1住戸)

免責金額 1事故につき10万円

縮小てん補割合 80% ただし、住宅取得者様の直接請求の場合は100%

保険の対象と保険責任期間

区分	保険の対象	保険責任期間
共通	対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵に起因して、 ①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ②雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ③給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合※1 ④給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合※2	5年間 または 2年間
リフォーム工事を 保険契約の対象とする場合	対象リフォーム工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して、 ⑤リフォーム工事を実施した部分に著しい不具合が生じるなど、工事の目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合※3	1年間

※1. 戸単位売買タイプでは、管理組合が所有または管理する部分を除きます。

※2. 一棟売買タイプでは、給排水設備等の担保に関する特約を付帯する場合に保険契約の対象となります。戸単位売買タイプでは対象外です。

※3. 一般共同住宅の共用部分に対するリフォーム工事を除きます

(注) 宅建業者販売で対象とする「隠れた瑕疵」とは、買主が取引上において一般的に要求される程度の通常の注意を払っても知り得ない瑕疵を指し、買主が善意・無過失であることが必要です。新築後の時の経過に応じて住宅に当然に生じる劣化は、通常、隠れた瑕疵には該当しませんので注意してください。

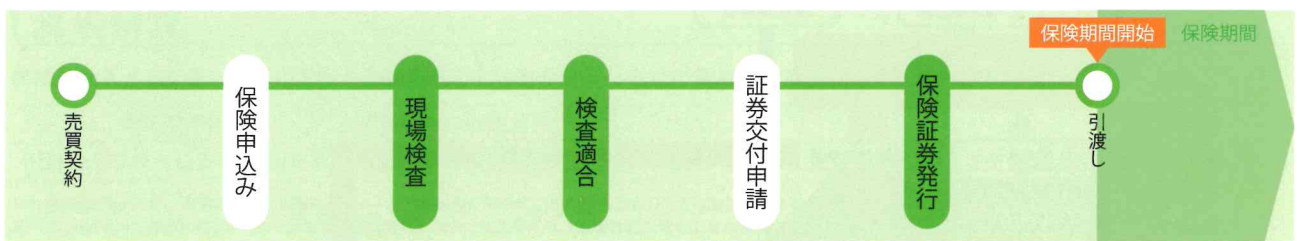
現場検査

保険に加入するためには、対象住宅の引渡前※1 ※2に当社の現場検査を受けなければなりません。

※1. 保険契約申込後、対象住宅の引渡前にリフォーム工事を行う場合は工事の種別に応じてその施工中または完了後

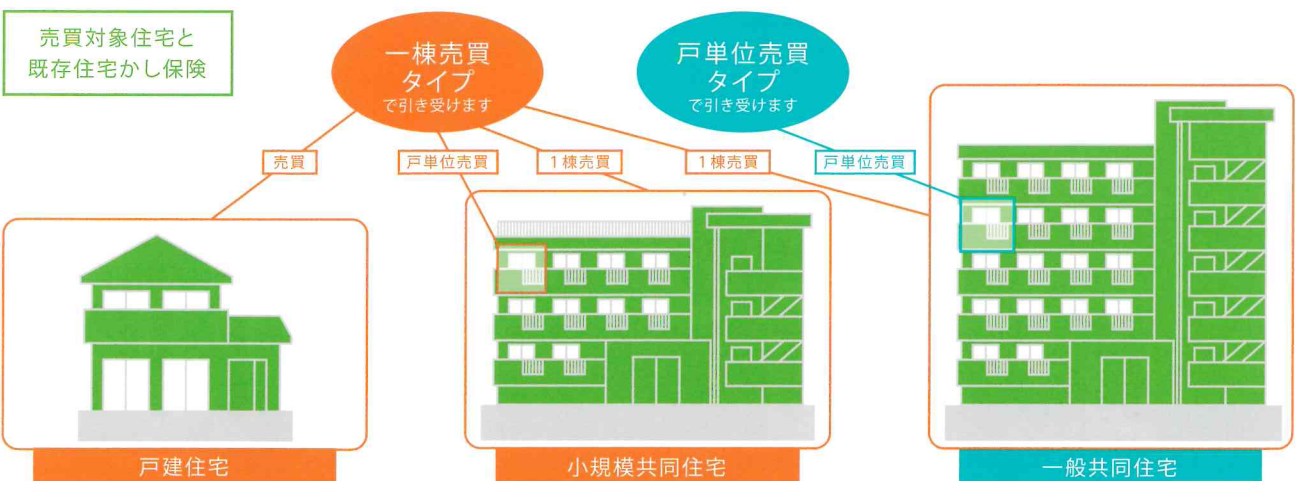
※2. 対象住宅の引渡前に行うリフォーム工事を保険契約の対象とする場合は、工事の着工前と工事の種別に応じてその施工中または完了後

保険契約手続きの流れ



(注) 保険契約は、売買契約の締結前でもお申し込みいただけます。

対象住宅について



売買タイプ 事前インスペクション(保険申込事前検査)

保険申込事前検査は、保険契約の申込前に住宅の保険適合性を確認するために行う検査です。検査に適合した住宅には保険に加入できるという信頼を付与することができます。検査に適合しない場合でも、是正箇所を事前に確認することができます。

保険申込事前検査の結果は、宅建業者販売、個人間売買または引渡後リフォーム型個人間売買の引渡前に行う現場検査としてご利用いただけます。

既存住宅販売瑕疵保証責任保険(個人間)

既存共同住宅戸単位販売瑕疵保証責任保険(個人間)

引渡後リフォーム型既存住宅販売瑕疵保証責任保険(個人間)

引渡後リフォーム型既存共同住宅戸単位販売瑕疵保証責任保険(個人間)

利用する人

売渡住宅の検査を行い住宅の瑕疵を保証する事業者様

対象住宅

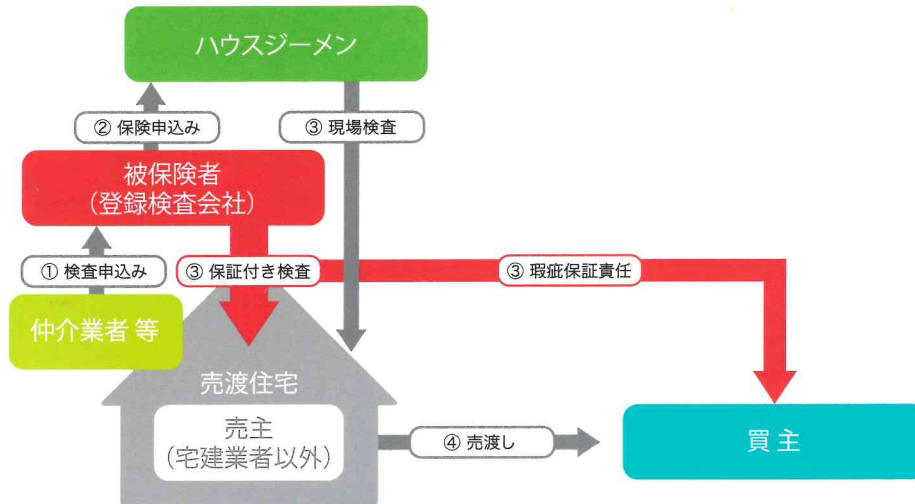
新耐震基準等を満たした住宅 ※1 ※2

※1. 一棟売買タイプでは、引渡前または引渡後(引渡後リフォーム型個人間売買の場合のみ)のリフォーム工事により新耐震基準等を満たす場合を含みます。

※2. 戸単位売買タイプでは、新耐震基準を満たし、かつ建築確認および完了検査が1981年6月1日以降に行われたことが確認できる住宅に限ります。

保険の概要

売買契約により売主の瑕疵担保責任が免除または短縮されることが多い個人間売買において、売渡住宅の検査を行い、買主に対して瑕疵を保証する事業者様の瑕疵保証責任を対象とする保険契約です。保険期間は1年間または5年間から選択いただけます。



(注) 個人間売買保険または引渡後リフォーム型個人間売買保険をご利用いただくには、当社の検査会社登録が必要です。

個人間売買のタイプ①(保険の対象)

個人間売買	標準的な既存住宅かし保険(個人間売買)です。引渡前に行うリフォーム工事の瑕疵を保険契約の対象とすることもできます。
引渡後リフォーム型個人間売買	引渡前の検査に加えて、買主が引渡後に行うリフォーム工事の検査を行い、リフォーム工事の瑕疵を住宅の瑕疵と合わせて保証する事業者様の瑕疵保証責任を対象とします。引渡後のリフォーム工事には、対象住宅を現場検査に適合させるために行う工事を含みます。引渡後リフォーム型個人間売買は、検査を行う事業者様とリフォーム工事を行う事業者様が異なる場合でもご利用いただけます。

個人間売買のタイプ②(売買の対象)

一棟売買タイプ	戸建住宅および小規模共同住宅ならびに一般共同住宅の1棟売買を対象とする保険契約です。
戸単位売買タイプ	RC造等の一般共同住宅の戸単位売買を対象とする個人間売買保険です。現場検査および保険対象の取扱いが一棟売買タイプと異なります。

保険金額等

		戸建住宅	共同住宅
保険金額	保険期間5年	1,000万円	1,000万円(1住戸)
	保険期間1年	1,000万円または500万円	1,000万円または500万円(1住戸)

免責金額 1事故につき5万円 縮小てん補割合 適用ありません(100%)

保険の対象と保険責任期間

区分	保険の対象	保険責任期間
共通	対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵に起因して、 ①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ②雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ③給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合※1 ④給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合※2	5年間 または 1年間
リフォーム工事を 保険契約の対象とする場合	対象リフォーム工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して、 ⑤リフォーム工事を実施した部分に著しい不具合が生じるなど、工事の目的物が 社会通念上必要とされる性能を満たさない場合※3	1年間

※1. 戸単位売買タイプでは、管理組合が所有または管理する部分を除きます。

※2. 一棟売買タイプでは、給排水設備等の担保に関する特約を付帯する場合に保険契約の対象となります。戸単位売買タイプでは対象外です。

※3. 一般共同住宅の共有部分に対するリフォーム工事を除きます。

(注) 個人間売買・引渡後リフォーム型個人間売買で対象とする「隠れた瑕疵」とは、買主が取引上において一般的に要求される程度の通常の注意を払っても知り得ない瑕疵を指し、買主が善意・無過失であることが必要です。新築後の時の経過に応じて住宅に当然に生じる劣化は、通常、隠れた瑕疵には該当しませんので注意してください。

保険申込事業者による検査

事業者様は、加入する保険に応じて所定の時期に瑕疵を保証するための検査を行い、検査報告書を当社へ提出します。

個人間売買	対象住宅の引渡前※
引渡後リフォーム型個人間売買	対象住宅の引渡前と引渡後に行うリフォーム工事の種別に応じてその完了後または施工中・完了後

※ 保険契約申込後、対象住宅の引渡前にリフォーム工事を行う場合は、工事の着工前および完了後または施工中・完了後

現場検査

保険に加入するためには、加入する保険に応じて所定の時期に当社の現場検査を受けなければなりません。

個人間売買	対象住宅の引渡前※1 ※2
引渡後リフォーム型個人間売買	対象住宅の引渡前と引渡後に行うリフォーム工事の種別に応じてその施工中または完了後

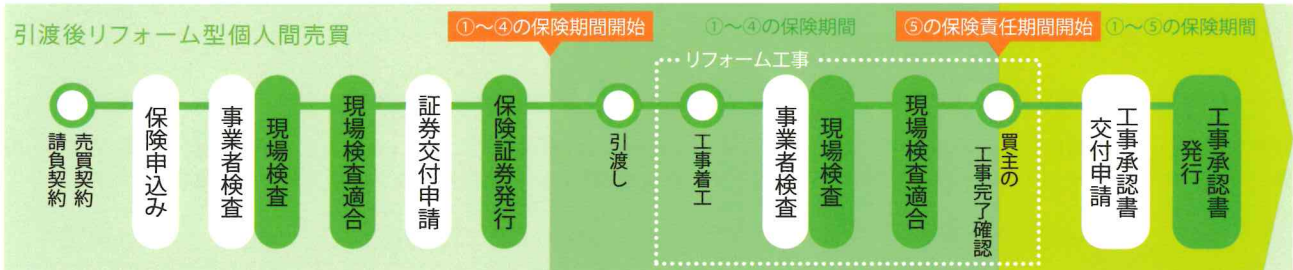
※1. 保険契約申込後、対象住宅の引渡前にリフォーム工事を行う場合は工事の種別に応じてその施工中または完了後

※2. 対象住宅の引渡前に行うリフォーム工事を保険契約の対象とする場合は、工事の着工前と工事の種別に応じてその施工中または完了後

保険契約手続きの流れ



(注) 保険契約は、売買契約の締結前でもお申し込みいただけます。



(注) 保険契約は、売買契約および請負契約の締結前でもお申し込みいただけます。

引渡前の現場検査に適合せず、リフォーム工事により不備を是正する場合は、リフォーム工事の施工中または完了後に行う現場検査に適合後、買主の工事完了確認日から保険の対象①~⑤全ての保険期間が開始します。この場合、保険証券交付申請は、工事承認書の交付申請と合わせて行います。

既存住宅現況検査技術者等による保険申込事業者による検査の取扱い

保険申込事業者による検査が次のいずれかの事業者様により行われている場合で、提出された検査報告書により当社の現場検査と同等以上の安全性が確認できるときは、当社の現場検査に代えることができます。

- ① 建築士事務所 (既存住宅現況検査技術者※である検査員により検査が行われている場合に限り)
- ② 登録住宅性能評価機関

※ 既存住宅現況検査技術者は、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会が認定する国土交通省により策定された既存住宅インスペクションガイドラインに準拠した既存住宅現況検査技術者の資格を有する者をいいます。

利用する人

住宅のリフォーム工事（一般共同住宅の場合は住戸のリフォーム工事に限ります）を行う事業者様

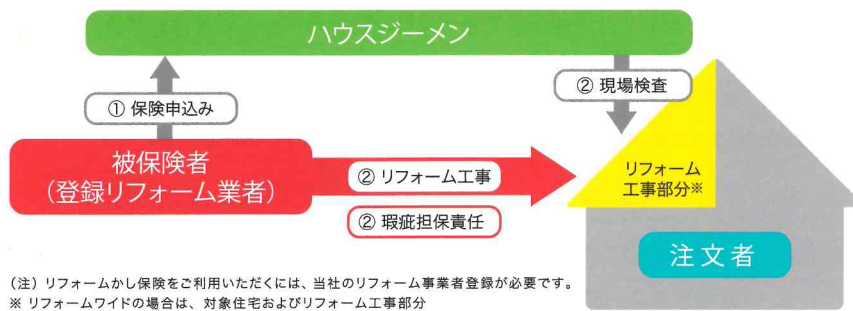
対象住宅

リフォームかし保険の種類に応じて以下の住宅。ただし、工事の対象に構造耐力上主要な部分を含む場合は、新耐震基準等を満たす住宅に限ります。（対象リフォーム工事により新耐震基準等を満たす場合を含みます）

一般リフォーム保険 / リフォームライト / 増築保険	全ての住宅（一般共同住宅の場合は住戸のリフォーム工事に限ります）
リフォームワイド	戸建住宅または小規模共同住宅

保険の概要

事業者様が、リフォーム工事の対象に対して負う瑕疵担保責任を対象とする保険商品です。



リフォームライト	基本構造部分の新設または撤去を伴う工事を含まない請負金額500万円以下のリフォーム工事を対象とした保険商品です。一般リフォーム保険と比べて割安な保険料が適用されます。
一般リフォーム保険	リフォームライトの対象とならないリフォーム工事を対象とした標準的なリフォームかし保険です。
リフォームワイド	耐震改修工事や定期点検リフォームなど、住宅の検査を行い、住宅全体の基本構造部分の性能を満たすように約定したうえで行うリフォーム工事を対象とした保険商品です。対象住宅全体の耐力性能または防水性能を保険契約の対象とします。付帯する特約により「構造」+「防水」、「構造」、「防水」の3種類のコースから選択いただけます。
増築保険	増築工事を対象とする保険商品です。増築部分以外に母屋に対するリフォーム工事がある場合は、増築保険と合わせて保険に加入いただけます（増築保険プラス）。

保険金額等

一般リフォーム保険・リフォームライト

保険金額は、下表に掲げる金額のうち、対象リフォーム工事の請負金額(税込み)以上で、申込事業者様が選択する金額です。請負金額が1,000万円を超える場合は1,000万円となります。請負金額には、外構工事および増築工事の金額を含みません。

保険金額(万円)	リフォームライト	100	200	300	400	500
	一般リフォーム保険	600	700	800	900	1,000

リフォームワイド

	戸建住宅	小規模共同住宅
保険金額	1,000万円	1,000万円/住戸

増築保険

保険金額	増改築工事の目的物 2,000万円
------	-------------------

(注) 小規模共同住宅は、対象住宅の全ての住戸を保険契約の対象とします。

免責金額 1事故につき10万円または全ての費用と損害賠償金の合計額の20%のいずれか大きい額
ただし、注文者様の直接請求の場合は、1事故につき10万円

保険の対象と保険責任期間

保険種類	保険の対象	保険責任期間
リフォームライト 一般リフォーム保険	対象リフォーム工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して、 ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合	5年間
	③ リフォーム工事を実施した部分に著しい不具合が生じるなど、工事の目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間
リフォームワイド	対象住宅の基本構造部分の瑕疵に起因して※ ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合	5年間
	対象リフォーム工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して、 ③ リフォーム工事を実施した部分に著しい不具合が生じるなど、工事の目的物が社会通念上必要とされる性能を満たさない場合	1年間
増築保険	対象増築工事の目的物の瑕疵に起因して、 ① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合	10年間

※「構造」コースにおける②の事故または「防水」コースにおける①の事故については、対象リフォーム工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して、工事の目的物に生じた事故に限ります。

現場検査

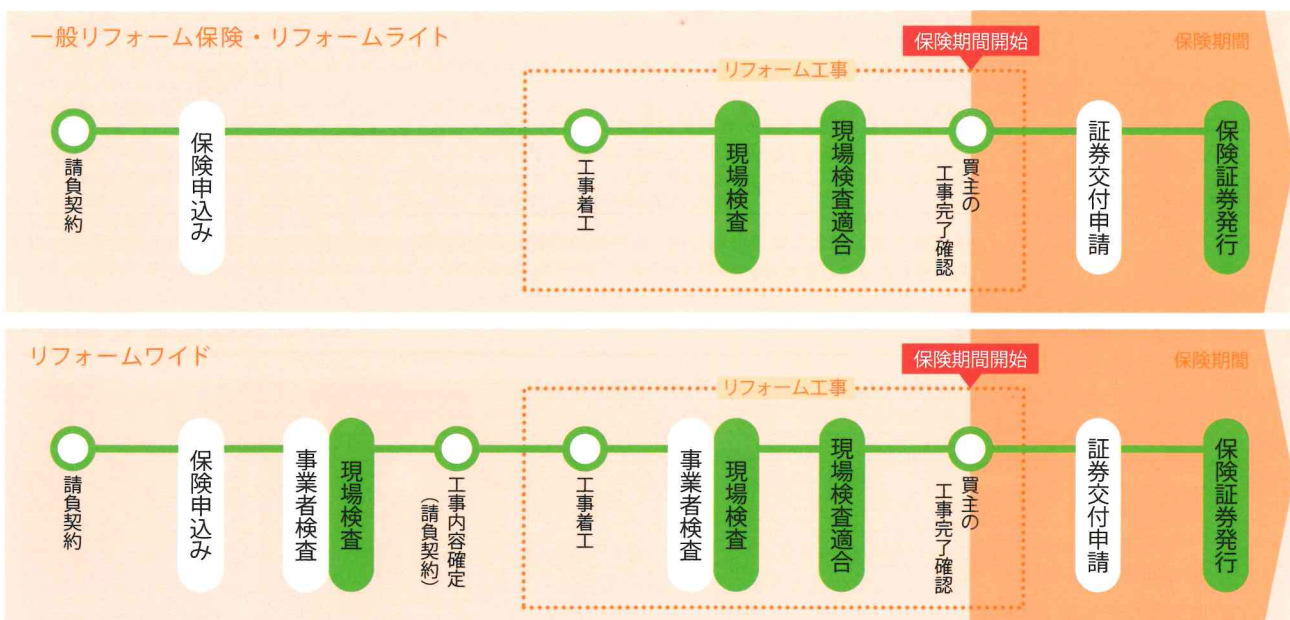
保険に加入するためには、加入する保険に応じて所定の時期に当社の現場検査を受けなければなりません。

リフォームライト/一般リフォーム保険	工事の種別に応じて工事完了後または施工中・完了後
リフォームワイド	工事の着工前と工事の種別に応じて施工中または完了後
増築保険	基礎配筋工事完了時および躯体工事完了時

保険申込事業者による検査

リフォームワイドでは、事業者様は工事着工前とリフォーム工事の種別に応じて完了後または施工中・完了後に住宅及びリフォーム工事に対する検査を行い、検査報告書を当社へ提出します。工事完了前に行う検査が、建築士事務所（既存住宅現況検査技術者である検査員が検査を行う場合に限り）である事業者様より行われている場合において、提出された検査報告書により当社の現場検査と同等以上の安全性が確認できるときは、当社の現場検査に代えることができます。

保険契約手続きの流れ



(注) 保険契約は請負契約の締結前でもお申し込みいただけます。

利用する人

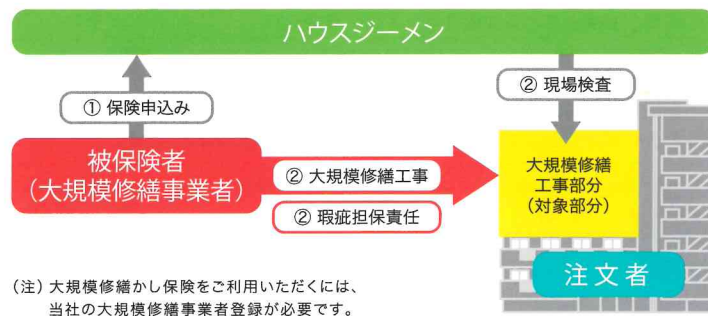
一般共同住宅の共用部分の大規模修繕工事を行う事業者様

対象住宅

一般共同住宅。ただし、工事の対象に構造耐力上主要な部分を含む場合は、新耐震基準等を満たす住宅に限ります。(対象大規模修繕工事により新耐震基準等を満たす場合を含みます)

保険の概要

事業者様が、大規模修繕工事の対象部分に対して負う瑕疵担保責任を対象とする保険商品です。



保険金額等

保険金額は、対象大規模修繕工事の請負金額（税込み）以上で申込事業者様が選択する金額です。請負金額が5億円を超える場合は5億円となります。

保険金額(万円)														
1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	7,000	10,000	15,000	20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000

免責金額 1事故につき10万円 縮小てん補割合 80% ただし、注文者様の直接請求の場合は100%

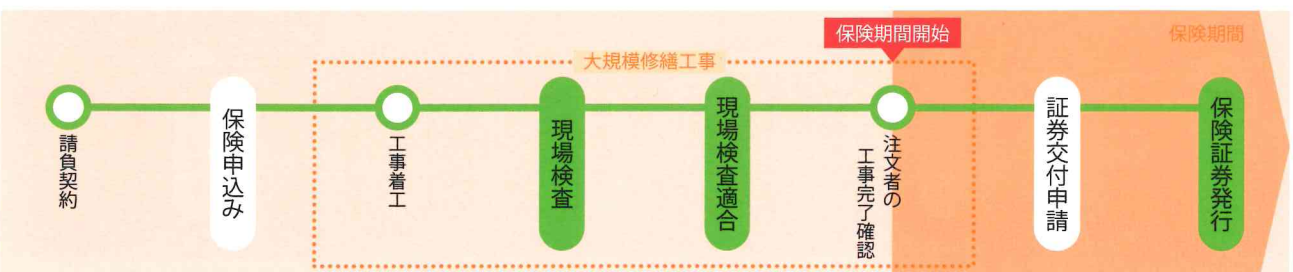
保険の対象と保険責任期間

保険の対象	保険責任期間
対象大規模修繕工事に由来する工事の目的物の瑕疵に起因して、 ①構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ②雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ③給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合 ④給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合	5年間 <small>ただし、屋上防水の保険期間延長に関する特約を付帯した保険契約の場合は、②のうち屋根(ルーフバルコニーを含む)部分については</small>
⑤防錆工事に起因する瑕疵に起因して手すり等が通常有すべき安全性を満たさない場合	10年間
	2年間

現場検査

保険に加入するためには、大規模修繕工事の着工前と工事の内容に応じた所定の時期に当社の現場検査を受けなければなりません。最後の現場検査に適合しない場合は、保険に加入することはできません。

保険契約手続きの流れ



お支払いする保険金について 全商品共通

お支払いする保険金の範囲

費用項目	内容
修補費用	事故を補修するために必要な材料費・労務費その他の直接補修に要する費用(補修に代えて損害賠償金を支払う場合はその損害賠償金。ただし、補修した場合の費用の額を限度とします)
調査費用	事故の補修に直接必要な事故の状況もしくは発生部位または補修の範囲もしくは方法等を確定するための調査費用(当社が必要かつ妥当と認めるものに限りま)
仮住居・転居費用	対象住宅の居住者が事故の補修のために余儀なくされた補修期間中の仮住居・転居費用(当社が必要かつ妥当と認めるものに限りま)
その他	被保険者様が当社の承認を得て支出した争訟費用、第三者に対する損害賠償その他の請求権を保全する費用など

調査費用、仮住居・転居費用

	売買タイプ(戸建住宅)、リフォームかし保険	売買タイプ(共同住宅)、大規模修繕かし保険
調査費用限度額 (1住宅・1事故あたり、1共同住宅・1事故あたり)	補修金額の10% <small>この額が10万円に満たない場合は10万円とし、50万円を超える場合は50万円とします。ただし、実費を限度とします。</small>	補修金額の10% <small>この額が10万円に満たない場合は10万円とし、200万円を超える場合は200万円とします。ただし、実費を限度とします。</small>
仮住居・転居費用限度額 (1住宅・1事故あたり)	50万円 <small>ただし、実費を限度とします</small>	

お支払いする保険金の計算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険の対象となる} \\ \text{補修等の損害額} \end{array} - \text{免責金額} \right) \times \text{縮小てん補割合} + \text{調査費用} + \text{仮住居・転居費用}$$

(注) リフォームかし保険は(保険の対象となる補修等の損害額) + 調査費用 + 仮住居・転居費用 - 免責金額

保険金をお支払いできない主な場合

次に掲げる事由により生じた損害に対しては保険金をお支払いいたしません。

下記は、免責事由の一部でありすべてではありません。詳細は各保険の普通保険約款・特約をご参照ください。

- ① 保険契約者、被保険者もしくはこれらの下請負人もしくは受託者、対象リフォーム工事の請負人もしくは下請人、住宅取得者(買主)/注文者またはこれらの者と雇用契約のある者の故意または重大な過失
- ② 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨もしくはこれらに類似の自然変象、または火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒ぎよう、労働争議等の偶然もしくはは外來の事由
- ③ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出もしくは流入または土地造成工事の瑕疵
- ④ 対象住宅の虫食いもしくははねずみ食い、対象住宅の性質による結露または瑕疵によらない対象住宅の自然の消耗、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色もしくははその他類似の事由
- ⑤ 植物の根等の成長または小動物の害
- ⑥ 対象住宅以外の財物の滅失もしくははき損または対象住宅その他の財物の使用の阻害
- ⑦ 給排水設備、電気設備またはガス設備の瑕疵により、当該設備の機能が失われたことによって生じた給排水設備、電気設備およびガス設備以外の設備または対象住宅の滅失またははき損
- ⑧ 給排水設備、電気設備またはガス設備の製造者または販売者が被保険者に対して法律上または契約上の責任(保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます)を負担すべき瑕疵
- ⑨ 対象住宅または対象リフォーム工事に採用された工法に伴い対象住宅に通常生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ等その他の事象
- ⑩ 対象住宅の著しい不適正使用または著しく不適切な維持管理
- ⑪ 被保険者が不適当であると指摘したにもかかわらず、住宅取得者(買主)/注文者が採用したまたは採用させた設計・施工方法または資材の瑕疵
- ⑫ この保険契約の締結後に行われた対象リフォーム工事以外の対象住宅のリフォーム工事(瑕疵担保責任の履行による修補を含みます)またはそれらの工事部分の瑕疵
- ⑬ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変またはは暴動
- ⑭ 地震もしくはは噴火またははこれらによる津波
- ⑮ 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑯ 石綿、石綿の代替物質、石綿を含む製品または石綿の代替物質を含む製品の発ガン性その他有害な特性

保険協会審査会

対象住宅の事故に関する保険金支払に関してハウスジーマンと紛争が生じた場合、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。ただし、審査を請求するための条件があります。詳細・条件等はハウスジーマンへお問い合わせください。

一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口(保険協会審査会に関する専用窓口)

TEL : 03-3580-0338 (平日9:00~17:00 土日祝日および年末年始等は休み)

この書面は、保険契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、各保険契約の重要事項説明書および普通保険約款・特約をご参照ください。各保険契約の保険料および現場検査料等ご不明な点については保険取次店またはハウスジーマンへお問い合わせください。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人 第5号
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関 第18号
住宅金融支援機構 適合証明検査機関
住宅履歴情報登録機関

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル
TEL: 03-5408-7440 FAX: 03-5408-7441
info@house-gmen.com
http://www.house-gmen.com

お問合せ

受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)

TEL: 03-5408-8486 受付時間: 平日9:30~17:30

お客様相談室(ご相談・苦情)

TEL: 03-5408-6088 受付時間: 平日9:30~17:30

夜間休日受付窓口(お客様相談および保険事故の一報受付)

TEL: 0120-516-335 平日18:00~翌朝9:00 土日祝日24時間

©2014株式会社ハウスジーメン

お問合せ保険取次店